

2020年2月10日

お客様各位

国立研究開発法人産業技術総合研究所
計量標準総合センター

計量法施行規則第114条の改正への対応について

計量法施行規則第114条が改正され、型式の承認の公示が、官報による告示・公告からインターネットの利用その他の適切な方法に変更されました。

当該改正を受け、産業技術総合研究所で検討を行った結果、3月以降の承認分について産業技術総合研究所計量標準総合センターのウェブサイトを活用した以下の方法に変更します。

記

公示の方法

- ・産業技術総合研究所計量標準総合センターのウェブサイトのお知らせに掲載します。

掲載内容

- ・承認番号、名称、住所及び特定計量器の種類（現在の公告と同じ）としPDFファイルでの掲載とします。

掲載期間

- ・承認日の翌年度末までとします。（最短でも一年以上の掲載）

掲載終了後の情報提供

- ・下記お問い合わせ先にご相談下さい。

ウェブサイトを活用した方法への変更時期

- ・2020年3月

以上

< 本件のお問合せ先 >

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

計量標準総合センター 計量標準普及センター 標準供給保証室